

令和3年11月30日

学生・教職員の皆さまへ

学 長

### 新型コロナウイルス対策の行動制限緩和に伴う今後の対応について（通知）

このことについて、令和3年11月19日に新型コロナウイルス対策の行動制限緩和が政府において正式に決定され、鹿児島県においても、令和3年11月25日から感染状況の警戒基準が最も低い「レベル0」に引き下げられました。（※この警戒基準については、今回から、国の方針に基づき、医療逼迫の状況により重点を置いた0～4の5段階の基準へと変更されています。）

これを受けて、当面の間、本学の対応を以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 警戒基準がレベル0又は1においては、感染拡大地域（緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域）以外の地域へ移動する際は、基本的な感染防止対策を徹底することで、特段の制限は設けません。
2. 本学主催（部局等含む）のイベント等については、引き続き、開催の必要性も含め検討いただき、開催する場合であっても、Webシステム等を利用するなどの対応をお願いします。やむを得ず対面にて行う場合は、参加者等（他県等に居住する方も含む）は最小限（人と人が触れあわない程度の間隔を確保できる人数）とし、マスクの着用、消毒液の設置や適切な換気など基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
3. 感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）を踏まえ、会食については次の点に注意して行動することを要請します。

#### 【会食における取扱い】

- ・感染防止対策が自治体に認定されたお店を利用する。鹿児島県においては「第三者認証店」を利用する。
  - ・飲食以外はマスクをする。
  - ・大声で話さない。
  - ・席の移動をしない。
  - ・飲酒をする場合は、お酌をしない・求めない。長時間の飲酒・深酒・はしご酒をしない。
  - ・少しでも体調が悪い場合は参加しない。
4. その他の取扱いについては、令和3年9月30日付「まん延防止等重点措置解除に伴う今後の対応について（通知）**第6報**」のとおり対応願います。